

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例（令和6年6月世田谷区条例
第36号）の施行期日は、令和8年4月4日とする。